

申請にあたっての必要事項等（更新）

1 申請書等提出先

岡谷市市民環境課（岡谷市幸町8番1号 岡谷市役所1階）に来庁又は送付によりご提出下さい。

2 提出部数

2部（市への提出用正本1部と、事業者様の控え用副本1部、計2部となります。副本は正本をコピーしたもので構いません。副本は後日、許可証発行時にお返しします。）

3 申請手数料

4,000円（許可証と一緒に納付書をお渡ししますので、金融機関にてすみやかに支払下さい。支払可能な金融機関は納付書に記載されています）

4 取扱金額

岡谷市一般廃棄物処理業等の許可要綱による

5 許可要件

許可（更新の場合を含む。）及び変更を受けようとする者が、次の要件のいずれにも満たしていなければ許可できませんので、ご注意ください。

- （1）事業の用に供する施設及び申請者の能力が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして一定の基準に適合していること。
- （2）申請者が、廃棄物処理法上の欠格要件に該当しないこと。

6 その他

ご不明な点等ございましたら、岡谷市市民環境課
TEL 0266-23-4811（内線1144）までお問い合わせください。

※次ページに添付書類についての注意事項がありますので、ご覧下さい。

添付書類について

1 登記事項証明書

申請者が法人である場合には、登記事項証明書

申請者が個人である場合には、本籍地の記載のある住民票

2 住民票

申請者が法人である場合には、役員の本籍地の記載のある住民票

申請者が個人である場合には、不要

3 欠格事項非該当誓約書

別紙参照

4 従業員名簿

氏名、生年月日、役職名、住所、記載漏れがないようにすること

5 運搬施設の概要

(1) 作業場（車庫等）の所在地を地図等で明示すること

(2) 車名、車体の形状、自動車登録番号、最大積載量、記載漏れがないようにすること、特に、飛散、流出、悪臭防止措置欄については、具体的に記載すること

・車両及び収集運搬容器写真はナンバープレートの文字が判読できるものであること

・車検証の写し（所有者又は使用者でない場合は、合わせて契約書等の写しが必要です。）

6 事業計画の概要

(1) 営業日や営業時間、休業日、料金等記載すること

(2) 一般廃棄物の種類を詳細に記載すること（例：生ごみ、アルミ缶など）
運搬量は1ヶ月の量を記載すること（2.0 t/月など）

排出事業者の名称及び住所を明確に記載すること

運搬先の名称及び住所を明確に記載すること

運搬先が岡谷市以外の場合は、運搬先の許可証を添付すること

7 納税証明書

・市町村民税納税証明書（滞納がないこと）